

# 幼児教育・保育の無償化Q & A (企業主導型保育事業所を利用している場合)

## 無償化になるための手続き

質問		回答	
1	無償化になるための手続きは何をすればいいですか。	1	施設から配布される「企業主導型保育事業利用報告書」を、利用している施設又は知立市に提出することが必要です。
2	無償化となるための費用はどのように受け取るのですか？	2	無償化のための費用は、企業主導型保育事業の実施機関から直接、施設へ年齢に応じた利用料が支払われます。

## 無償化の対象範囲

質問		回答	
3	企業主導型保育事業に加えて一時預かり事業を利用した場合、一時預かり事業部分も無償化の対象になりますか？	3	企業主導型保育事業の利用者が、一時預かり事業や他の認可外保育施設などを利用した場合には、認可保育所の利用者と同様に、一時預かり事業や当該認可外保育施設などは無償化の対象となりません。
4	企業主導型保育事業を利用しているのですが、知立市から保育の認定を受ける必要がありますか？	4	従業員枠で利用されている方は、「保育の必要性の認定」を受ける必要はありません。地域枠で利用されている方は、「保育の必要性の認定」を受けている必要がありますので、知立市に申請が必要になります。

## 幼児教育・保育の無償化Q&A（企業主導型保育事業所を利用している場合）

5	保護者が園へ直接支払っている通園送迎費、食材料費、行事費などの経費は、無償化の対象になりますか？	5	通園送迎費、食材料費、行事費などについては、無償化の対象とはなりません。
6	食材料費（主食費と副食費）はいくらですか？	6	各園にお問合せください。
7	副食費の補助制度はありませんか？	7	補助制度はありません。
8	3歳から5歳までの無償化の開始年齢は3歳になった日からですか、3歳になった最初の4月からですか。また、6歳の誕生日に無償化が終了するのですか？	8	3歳になった最初の4月から小学校就学前までが無償化の対象となります。
9	0歳児から2歳児は無償化の対象にはならないのですか？	9	0歳児から2歳児は、保育の必要性の認定された市民税非課税世帯の方が無償化の対象になります。